

協定があったわけです。これは、原則的には、正しいと思うが、実際上は、境目がはっきりしない。具体的には、大学執行機関には参加していないとか、総長選挙などにも参加しないというようなことが考えられる。しかし、大学全体の運営に全然 touch しないというわけにいかない。例えば予算の問題などがある。今まで trouble は別になかったのは、一つには基礎研が小さかったからである。基研の大学に対して果す役割であるが、基研では大学院生の養成はやっていない。共同利用研としては、はえぬきの大学院学生の養成はおもしろくない。そのかわり、大学内部に対しては、スタッフは、個人の資格で、理学研究科に協力し、学部の講義もしてよい。また全国的に考えて、よその大学院の人が、短期間ではあるが、アトム型として滞在して、もっとスキップした形になるかもしれないが、いまのところはっきりした見通しはない。

(今のお話に関連して、岩波「科学」1967年5月号に、「共同利用研究所のあり方」という湯川先生の「共同利用研究所の問題点」というシンポジウムにおける講演の筆記記録がのっております。)

共同利用研と大学

—— いわゆる「相互尊重・相互不干渉」について ——

九大理 蔵 本 由 紀

かつては、人が一定の思いをこめて語った言葉も、ひとたび人を離れると、一歩歩きをはじめ、擬似普遍性を獲得して、ついには人々の自由な思考を束縛する。わけても、ぼくたちが生きている社会、支配被支配の無数の関係が織りなす秩序の社会においては、表現された一つの理念は、しばしば支配者によって、意図的にそうした機能を与えられ、人々はわれ知らずこのことになじんで、一つの理念が、あたかも普遍的な価値を有しでもするかのような錯覚にとらわれる。そして、現代社会は、この種の思考パターンを生み出すような意識構造を、まるで人々の自由な意志の結果でもあるかのように、次々と複製して

いる。

16年間、基礎物理学の殿堂として誇り続けてきた、静かなたたずまいの京都の研究所で生じた、些細といえは些細なできごとは、この種の頹廢が、一見平和な、ミクロコスモスの内部にまで忍びよっていることを、物語っているようだ。

周知のように、ことしの一月にはじまった京都大学の学園闘争は、大学当局のまじめな対応も、一度もないままに、月日を経過し、当局はひたすら学生対策的にのみ事に当り、あげくの果ては九月の機動隊学内導入によって、多くの学生を国家権力の暴力装置に委ねたのであった。当局が機動隊導入を行った直後、京大基礎物理学研究所の一所員は、機動隊導入に反対する旨の声明を、同研究所の意志表示として公表することを、所員会で提案した。しかしながら、所長をはじめとして、そうした声明が、研究所の大学に対する干渉（ノ）を意味すること、したがって、基研と京大との間で了解されるべき「相互尊重・相互不干渉」の原則に反するものであるという、奇妙な（とぼくには思われる）論理を持出し、多くの所員も暗黙にこれに同調し（又はさせられ）、かくてこの提案は退けられた、との事である。このことはあらためてぼく達に、共同利用研のあり方というもの、とりわけ大学との関係について、根本的な反省を迫っているように思われる。

一般に共同利用研は、それが附置されている大学と、どのような関係であればよいのか、ということは、それほど明らかなことではない。もともと共同利用研究所というものは、個別学部で背負い切れない学問研究、あるいは個別学部における、種々の制限を越えての、自由な学問研究を保障する場として設立されたはずであった。研究者が、研究の場を、学部内にのみしかもたない時、研究機能は、設備や費用の面において、且つ又総合的な計画性や流動性において、かなりの制約を受け、必ずしも十分な発揮がなされにくい。それを補充するものとして研究所があり、中でも全国共同利用研究所は、施設の有効な利用、研究者の流動性の高さ、研究グループの自由な形成再形成等々によって、activityを高めるという点において、特に優れている。尤も現状は、こうした機能が十分に果されているとはとても言えない。

特に某“一流”大学にほぼ私物化されて、動脈硬化に陥っている共同利用研

が東京方面にはあるようだ。共同利用研が、大学附置という形をとったのは、政府の直接統制から免れるためである。しかしながら、大学の傘の下で、一定の自治を保障されつつ、引きかえに科学技術の発展と、それを通しての国家の支配秩序の強化という国家目的に奉仕してきた側面は見逃すことはできない。しかもその場合、研究内容が技術的色彩の濃いものか、あるいは基礎的部門であるかということは、事の本質には拘りなく、如何に基研といえども、この側面から完全に自由であることはできない。ともあれ、こうしてできた共同利用研は、当然の事ながら、微妙な問題をかかえることになる。すなわち、大学内では果し得ない研究機能を、十全に遂行できるためには、大学から余計な干渉を受けずに、独自性を保たなければならない。しかも、共同利用研が、一大学の所有物でなく、全国の大学の研究者にも開かれたものであるならば、このことは一層重要である。しかし、大学附置研である限り、制度的に言っても大学から完全に独立であることはできない。実際、大学の執行部は、もしそのつもりならば、附置研に対して、いろんな面で介入することができる。予算面での干渉は最も深刻であろうが、その他にも例えば、研究会の開催に際して、開催場所や、該当大学からの参加メンバーの資格等に関して、注文をつけることができる。基研では、所長の個人的な尽力もあって、過去16年間上のようなことがらについての大学からの干渉はなかったようである。一方、干渉されない代りに、附置研は大学に干渉することもしない、ということが必要だと言われる。具体的には、学長選に参加しない、評議会メンバーに加わらない、等である。そこで、「相互尊重・相互不干渉」が原則として確立されなければならない、という事情がでてくる。^{*} この原則の具体的内容は、以上のようなことを言うのであって、それ以上のものではない。このことははっきりさせておく必要がある。さもないと現実の問題にあたって、不当に拡大解釈される恐れがあるからだ。この原則の具体的内容からわかるように、これは力関係において、決して対等ではない二者の間に了解されるもの、という性格をもっている。つまり、大学としては、干渉されればいつでも痛い目にあわせてやる、という恫喝の意味に転化させうるし、基研としては、嘆願の意味がこめられている。

*) 「相互尊重・相互不干渉」が共同利用研のあり方に関連して言われるようになったのは、名大プラズマ研究所の設立時においてである。

大学が基研に介入しないのは「温情」であり、基研が大学に干渉しないのは、その「見返り」である。「見ざる言わざる、当らずさわらず」によって、辛うじて基研は、研究や運営の独自性らしきものを保っているにすぎない。大学は国家権力の前には無力に見えるが、弱く見えるのは、実体なき幻想の大学であって、現実の大学は、国家の支配機構の一環として、益々強力になっている。それゆえ、附置研は大学に反逆することができない。これは明らかに一種の自主規制である。「相互尊重・相互不干渉」は自主規制を正当化する役割を果し、自主規制によって護られる内容の不断の変質を陰ぺいする役割をも果している。

一見きれいごととして語られる「相互尊重・相互不干渉」も、一皮むけば実体は上記のようなものである。そして、このようにきわめて消極的且つ自己規制的な意味合いしかもたない「相互尊重・相互不干渉」を絶対化し、拡大解釈までして、それに依拠しようとするような消極的姿勢に、研究者が終始するとしたら、早晚、附置研に対して、直接的な権力の攻勢がかかった時には、ひとたまりもなく敗北してしまふことは明らかだ。つまり研究の独自性や自由を、消極的に護ろうとする姿勢自体が、ついには護ろうとした当のものを破壊せずにはおかない、ということである。

「学問研究の自由」や「運営の自主性」もまた物神化される、という危険は十分承知の上で、敢えて言うならば、「相互尊重・相互不干渉」は明らかに、基研における研究の自由、運営の自主性のためにこそ必要とされた。したがって価値理念的には、あくまでも「研究の自由云々」は、「相互尊重・相互不干渉」よりも上位にあり、決してその逆ではない。現実の状況の中で、そう遇した具体的問題に、ぼく達がとるべき態度は、必ず、より根源的な理念に照らして判断しなければならない。機動隊導入反対声明において、基研の人達がとるべき態度は、「相互尊重・相互不干渉」の字づらをあれこれ解釈して決定するのでなく、その原則そのものが由来してきたところの、より根源的な理念にもとづいて判断しなければならない。もしこの態度を貫いたならば、当然、「研究の自由」ということの意味や、それが現に果している具体的機能にまで、根本的批判は立ち至るはずである。最も批判精神に富んでいるはずの基研の研究者にとって、こんな当り前の道理がわからなくなるほど、「相互不感症」になっているとは思えない。だとすれば、これはやはり何か別の思わくないし「家

庭の事情」があったのではないかと勘ぐりたくもなる。

この春、基研は、大学立法反対の声明を出した。声明文の内容に、多少の不満はあるにせよ、このこと自体は基本的に正しかった。おそらく、大学に対する攻撃が、同時に、学問研究の自由に対する攻撃でもあり、基研の研究者にとっても大いにかかわりをもつ、という、共通の認識があったのだろう。そして機動隊の学内導入が、明らかに大学立法の実質化であるという認識もまた、共通のものであろう。だとするならば、基研は論理的必然として、機動隊導入に対し、わけても強いかわりをもつ京大の機動隊導入に対して、反対の意を表明しなければならなかった。しかしながら、基研においては、一般的に大学問題を語り、それに対する態度の表明は許されても、個別大学の問題に関しては、基研としての態度表明は許されないようである。しかしながら、大学立法というものは、どこか中空に浮んだ、一般的抽象的大学というものに対する攻撃ではない。攻撃は必ず個別的・具体的である。したがって、春の声明にも拘らず、基研は大学立法に反対する表明を、本当は行っていないと言わなければならない。

基研のすぐ向い側には、京大農学部がある。ここにも機動隊は荒々しく侵入し、何人かの教官が、不退去罪で逮捕された。その間、基研人は何をしていたか？ もし人が、すなおにこの事態を直視するならば、とうていいたたまれなくなつて、せめて何かの態度表明をせずにはいられなくなるだろう。そうした人々が寄り集まり、基研の声明はごく自然な叫びとして、出されたはずであった。そこには、小ざかしい「相互尊重・相互不干渉」談義などはあるはずはなく、しかも目の前で起っている事から喚起された素朴な衝動は、たとえ無自覚にもせよ「相互尊重・相互不干渉」はおろか、「学問研究の自由」もはるかに越えて、最も深いところから、最も根源的な理念に照らして自らの態度を決定していることになるに違いない。

来る三月の所長の引退を前にして、基研は今、曲り角に来ている。こうしたときに、「相互尊重・相互不干渉」を所与の前提として振りかざすのではなく、あくまでも相対的・派生的なものとして、その限界を認識し、何がための「相互尊重・相互不干渉」であったかと、根本にまで立ちかえってたえず問い直すことが、とりわけ必要と考える。